

鴨川市と亀田医療大学との相互連携に係る協定書

(目的)

第1条 鴨川市（以下「甲」という。）と学校法人鉄蕉館 亀田医療大学（以下「乙」という。）は、地域の課題を共有し、甲及び乙の有する資源や研究成果等をもって連携・協力しながら、相互の発展と地域の再生及び活性化に寄与することを目的として、本協定を締結する。

(連携等事項)

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) まちづくりに関すること
- (2) 地域産業の振興及び地域雇用の創出に関すること
- (3) 地域医療の充実に関すること
- (4) 保健・福祉の増進に関すること
- (5) 地域文化の振興に関すること
- (6) 生涯学習に関すること
- (7) 教育及び人材育成に関すること
- (8) 学術研究に関すること
- (9) インターンシップ等の現地学習に関すること
- (10) 施設の利用に関すること
- (11) その他甲及び乙が必要と認める事項

(推進組織)

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、地域連携推進協議会を設置するものとする。

(支援)

第4条 本協定に基づく事業を推進するに当たり、甲は乙と協議のうえ、人的、物的及び財政的支援を実施するものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から別段の申し出が為されないときは、この協定は、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年7月1日